

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：水産林務部森林環境局森林活用課  
(電話011-231-4111 (内線28-811、 28-822) )

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第10条	都道府県緑化推進委員会への改善に必要な措置の命令	未設定 ハ	
2	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	第11条 第1項	都道府県緑化推進委員会の指定の取消し	未設定 イ	
3	北海道立道民の森条例	第10条	利用承認の取消し等	未設定 イ	石狩振興局
4	北海道立道民の森管理規則	第5条 第4項	行為の許可の取消	未設定 イ	石狩振興局
5	北海道立道民の森管理規則	第8条 第2項	原状回復の費用の徴収	未設定 ハ	石狩振興局

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載